

物件明細

物件番号		所在地 (路線名)		泉佐野市上之郷2026番3の一部 (国道481号長滝跨線橋下)		交通 機関		JR阪和線 長滝駅 北東 約600m		最 低 占用料 (年額)		121,800円/年		占用期間		5年	
2																	
土地の概要										特記事項							
面 積		占用許可対象面積 435 m ²															
接面道路 の状況		北西側:市道・幅員約5.50m・舗装有・高低差有 南西側:市道・幅員約10.4m(歩道含む)・舗装有・高低差有 南東側:高架下進入口・幅員約4.0m															
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内															
		用途地域		第二種中高層住居専用地域													
		地域地区		—													
		建ぺい率		60%				容積率		200%							
	その他の 法令等	・道路法(一般国道481号区域内) ・消防法															
その他条件		・火気厳禁															
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況				照会先及び電話番号											
		対象地周辺		対象地内													
	公営 水道	本管		引込管		泉佐野市上下水道局 水道工務課 072-467-2800											
		無		無													
	電気	配電線		引込線		関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081											
		有		無													
	都市 ガス	本管		引込管		大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141(代)											
		有		無													
	公共 下水道	本管		引込管		泉佐野市上下水道局 下水道整備課 072-450-2222											
		有		無													
1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。																	
2 占用期間は、許可日から令和12年3月31日までとします。																	
3 対象地への車両等の出入りについては、対象地南東側に隣接している高架下進入口(国道敷)からの出入りする場合は、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。また、北西側及び南西側の市道から出入りする場合は、泉佐野市及び大阪府泉佐野警察署と協議し、許可を得てください。 対象地は未舗装です。対象地の整備及び舗装又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 泉佐野市 道路公園課 電話:072-463-1212(代) 大阪府泉佐野警察署 交通課 電話:072-464-1234(代) 大阪府岸和田土木事務所 管理課 電話:072-439-3601(代)																	
4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、泉佐野市上下水道局と協議をしてください。 (お問い合わせ先) 泉佐野市上下水道局 下水道整備課 電話:072-450-2222																	
5 電気の引込みについては、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所 管理課 電話:072-439-3601(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話:0800-777-3081																	
6 対象地内南西側にガス本管が埋設されています。詳細な埋設箇所の確認や、その付近の掘削等を行う場合には大阪ガス株式会社にお問い合わせください。また、対象地内西側にはガスの人孔(縦 約90cm・横 約 117cm四方)の占用物件が設置されており、撤去できません。また、これらの関係者が立ち入ることがあります。人孔上には、物件をおかないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。																	
(裏面へつづく)																	

特 記 事 項

(お問い合わせ先)

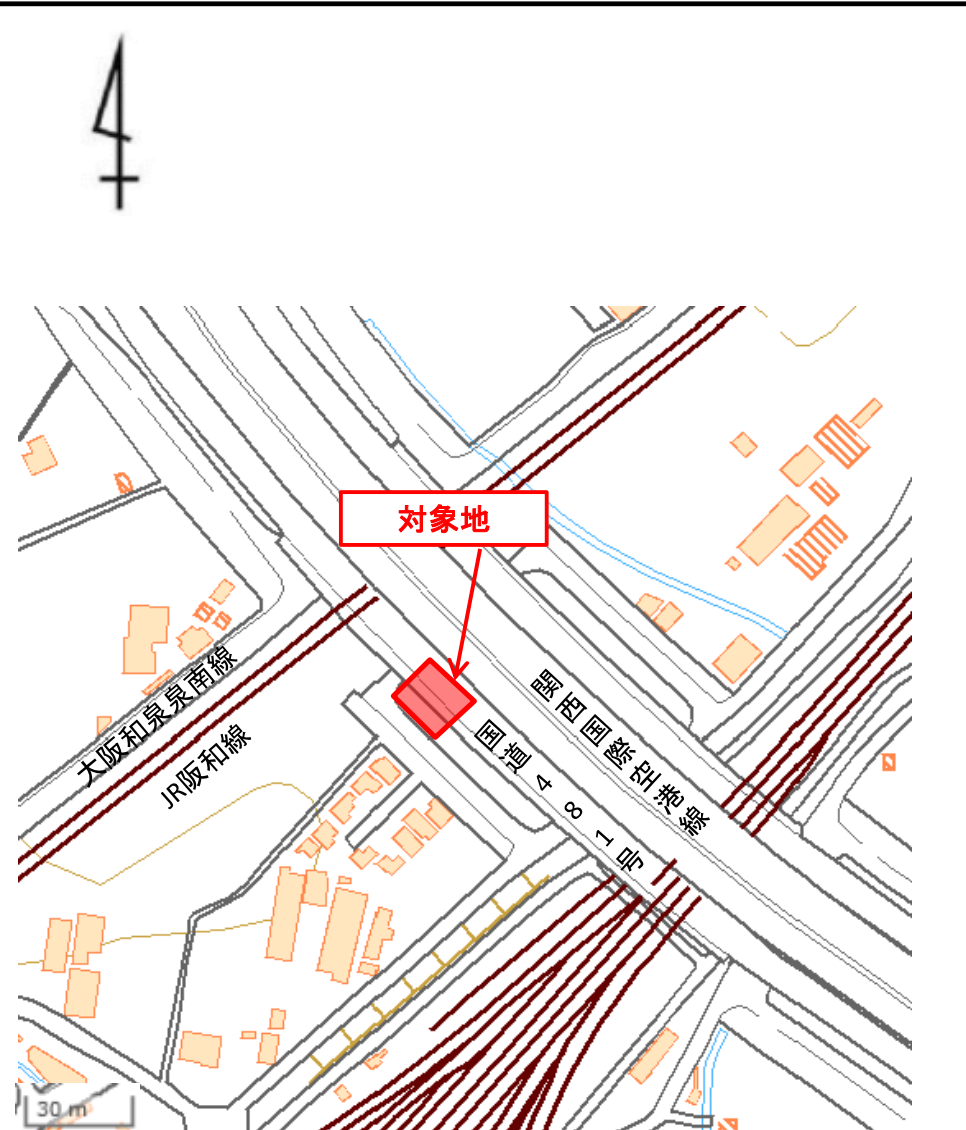
大阪ガスネットワーク株式会社 電話:06-6202-2141(代)

- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、敷地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、次回の点検実施予定年度は、令和10年度を予定しております。
- なお、橋梁点検及び補修工事の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺の利用にあたっては、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。
- (お問い合わせ先)
大阪府岸和田土木事務所 維持保全課 計画保全グループ 電話:072-439-3601(代)
- 9 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 対象地上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 12 対象地外の府有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第2号)

